

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休みのときは、翌日)

目 次

◇ 告 示

保険医療機関等の指定(保険課)

被爆者一般疾病医療機関の指定(健康対策課)

被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退(〃)

被爆者一般疾病医療機関の所在地の変更(〃)

計量器の定期検査の実施(商工指導課)

県営土地改良事業計画の決定(農村整備課)

土地改良事業の認可(三件)(〃)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)

◇ 選管告示

選挙管理委員会の招集

◇ 公 告

砂利採取業務主任者試験の合格者(河川課)

告 示

鳥取県告示第八百二十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険

医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二條の規定により告示する。

平成元年八月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
薬師寺整形外科 医院	米子市東福原五七五	平成元年七月一日
国立米子病院	米子市車尾二二九三一	〃
循環器クリニッ ク花園内科医院	米子市東福原五八〇一	〃
石田産婦人科医 院	境港市元町六九	〃
森下医院	八頭郡河原町大字河原一九七 一三	〃
松田医院	日野郡日野町根雨二二九	〃
田中歯科医院	鳥取市吉方温泉町二丁目六四	〃
清水歯科医院	鳥取市今町二丁目五〇四	平成元年七月七日
社団法人鳥取県中 部歯科医師会口腔 衛生センター	倉吉市東巖城町六八	平成元年七月一日
豊増歯科医院	岩美郡福部村大字細川六六六 一	〃
野坂医院	米子市上新印二五六一六	〃

原医療法人社団林 原医院	東伯郡赤碕町大字赤碕一〇九二	"
医療法人社団西 田内科	倉吉市上井町二丁目一四二	"
伊藤医院	倉吉市住吉町五七一六	"
池田整形外科医 院	倉吉市宮川町一七六一一一	"
足立医院	西伯郡淀江町大字淀江七九〇	"
土井医院	東伯郡東郷町大字松崎六七六一四	"
細田医院	西伯郡西伯町大字法勝寺三九八	"
中野医院	東伯郡東伯町大字保五五一	"
医療法人社団野 口内科医院	倉吉市西倉吉町一一一三〇	"
医療法人社団門 脇内科医院	倉吉市山根五八六	"
福田整形外科医 院	鳥取市材木町一五二	"
柿坂医院	八頭郡若桜町大字若桜二九六一一	"
医療法人社団米 本内科	鳥取市吉成南町二丁目二七一 一三	"
医療法人北室内 科医院	鳥取市西町三丁目一一〇	"
野津医院	鳥取市卯垣四丁目一〇一	平成元年七月一日
高見医院	東伯郡北条町大字国坂七二〇	平成元年七月十四日

医療法人社団山 中歯科医院	倉吉市東巖城町一七〇	"
岡本小児科医院	倉吉市昭和町二丁目六一	"
橋本歯科医院	東伯郡大栄町大字由良宿五五 二一〇	"
医療法人くまの 歯科医院	倉吉市西町二七〇二	"
清水内科医院	鳥取市吉方町一丁目四三七	"
西尾内科クリニ ック	鳥取市岩倉四四六一二三	"
大塩内科	鳥取市若桜町四九一八	"
大源眼科医院	鳥取市吉方温泉四丁目七〇〇 一一	"
医療法人藤田医 院	岩美郡岩美町大字浦富一〇三 〇一二二	"
医療法人社団越 智内科医院	米子市加茂町一丁目九	"
たむら調剤薬局	鳥取市西町五丁目一〇一	平成元年七月三日
稲垣歯科医院	気高郡鹿野町大字鹿野一一八 四一二	平成元年七月一日
有限会社池田薬 局	鳥取市今町一丁目一六二	"
高整形外科医院	鳥取市吉成七七九一三八	"
医療法人社団室 意内科医院	米子市方能町一六	"

鳥取県告示第八百二十二号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

平成元年八月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団米本内科	鳥取市吉成南町一丁目二七一 一三	平成元年七月十三日
医療法人北室内科医院	鳥取市西町三丁目一〇	"
医療法人橋本齒科医院	東伯郡大栄町大字由良宿五五 二一〇	"
医療法人くまの齒科医院	倉吉市西町二七〇二	"
医療法人社団山中齒科医院	倉吉市東蔵城町一七〇	"
医療法人社団門脇内科医院	倉吉市山根五八六	"
医療法人社団野口内科医院	倉吉市西倉吉町一三〇	"
池田整形外科医院	倉吉市宮川町一七六一一	"

土井医院

東伯郡東郷町大字松崎六七六一四

中野医院

東伯郡東伯町大字保五五一

鳥取県告示第八百二十三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退申出があったので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十六条の規定により告示する。

平成元年八月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	予 告 期 間 の 終 了 の 年 月 日
米本循環器消化器内科	鳥取市吉成南町一丁目二七一 一三	平成元年七月十八日
北室内科	鳥取市西町三丁目一〇	平成元年八月四日
橋本齒科医院	東伯郡大栄町大字由良宿五五 二一〇	平成元年七月二十二日
門脇内科医院	倉吉市山根五八六	平成元年七月二十五日
野口内科医院	倉吉市西倉吉町一三〇	"

池田整形外科 院	倉吉市宮川町一七六	平成元年七月二十六日
土井医院	東伯郡東郷町大字松崎六七六 一四	平成元年七月二十八日

鳥取県告示第八百二十四号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二條において準用する同規則第十五條第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があったので、同規則第二十二條において準用する同規則第十五條第二項の規定により告示する。

平成元年八月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出医療機関名	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
湖山齒科医院	気高郡気高町大字勝見七四	気高郡気高町北浜三丁目四七	平成元年六月一日

鳥取県告示第八百二十五号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十條の規定に基づき、米子市に所在する同法第四百十二條各号に掲げる計量器以外の計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三條の規定により告示する。

平成元年八月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

実施期日	実施時間	実施区域	実施場所
平成元年九月五日	午前十一時から午後三時まで	米子市	米子市勤労青少年ホーム
平成元年九月六日	午前十時から午後三時まで	"	米子市住吉公民館
平成元年九月七日	"	"	米子市義方公民館
平成元年九月十一日	午前十一時から午後三時まで	"	米子市就將公民館
平成元年九月十二日	午前十時から午後三時まで	"	鳥取県立米子図書館
平成元年九月十三日	"	"	米子市啓成公民館
平成元年九月二十五日	午前十時三十分から正午まで	"	労働福祉事業団山陰労災病院
"	午後一時三十分から午後二時二十分まで	"	鳥取大学医学部附属病院
"	午後三時から午後四時まで	"	国立米子病院
平成元年九月二十六日	午前十時から午後二時まで	"	鳥取県立米子図書館

鳥取県告示第八百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七條第一項の規定

に基づき、県営土地改良事業（県営水田農業確立排水対策特別事業北条川地区農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年八月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年八月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、東鴨土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）東鴨地区農業用排水）を平成元年八月三日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

平成元年八月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、財団法人鳥取県農業開発公社が行う土地改良事業（公社営畜産基地建設事業鳥取中部地区農用地造成）を平成元年八月三日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

平成元年八月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯郡淀江町大字西尾原八十三岩垣開三ほか十一人の者が共同して行う土地改良事業（非補助事業平岡地区区画整理）を平成元年八月三日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

平成元年八月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百三十号

大栄町が行う土地改良事業（団体営農道整備事業奥山地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年八月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成元年八月五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
大栄町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十号

平成元年第十回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成元年八月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

一日時 平成元年八月八日（火）午前十一時

二場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会

三議題 明るい選挙推進協議会中国ブロック研修会（推協会長会議）に

つき

公 告

平成元年7年31日に実施した平成元年度砂利採取業務主任者試験に合格した者は、次のとおりである。

平成元年8月4日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

古 山 美智子 原 田 隆 人 米 村 義 久